



熊本県公報

第 1 2 3 4 8 号

平成 26 年 9 月 5 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険付保義務の消滅（三角加入区）……………（団体支援課） 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立……………（団体支援課） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
- 海岸保全区域の指定変更……………（農地整備課） 3
- 海岸保全区域の指定変更……………（ 〃 ） 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………（社会福祉課） 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………（ 〃 ） 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止……………（ 〃 ） 6
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 6
- 八代市田中町土地区画整理事業の事業計画変更の認可……………（都市計画課） 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 6
- 土地改良区定款の変更……………（農村計画課） 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………（商工振興金融課） 7
- 指定管理者の募集（熊本県総合福祉センター）……………（健康福祉政策課） 7

告 示

熊本県告示第 8 7 6 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 22 年 9 月 3 日熊本県告示第 848 号で公示した三角加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成 26 年 9 月 2 日限り消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 26 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 8 7 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 26 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社結縁	デイサービス だるま	阿蘇市一の宮町 中通 220 番地 3	平成 26 年 9 月 8 日	通所介護

熊本県告示第 8 7 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

する。
平成26年9月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社結縁	デイサービスだるま	阿蘇市一の宮町 中通220番地 3	平成26年 9月8日	介護予防通所 介護

熊本県告示第879号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成26年9月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団平成会	平成病院訪問看護ステーション	八代市大村町8 88番地4	平成26年 9月1日	訪問看護

熊本県告示第880号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成26年9月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団平成会	平成病院訪問看護ステーション	八代市大村町8 88番地4	平成26年 9月1日	介護予防訪問 看護

熊本県告示第881号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。
平成26年9月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町の地区	手繰網漁業
同上	大型定置漁業

熊本県告示第882号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成26年9月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
みそら 人吉市下原田町1689	一般社団法人Double Heart 人吉市下原田町1689	就労継続支援A型	平成26年9 月1日

- 1	- 1 佐藤 理恵	
-----	--------------	--

熊本県告示第 8 8 3 号

昭和 3 3 年 5 月 3 0 日熊本県告示第 3 3 4 号（海岸法第 3 条の規定に基く海岸保全区域の指定）の一部を次のように改める。
平成 2 6 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農林水産省農村振興局所管中有明海の部鍋の項を次のように改める。

有明海	鍋	区域の位置	玉名市岱明町鍋字大正地先、同町鍋字明神地先、同町下沖洲字南割地先、同町下沖洲字湾洞地先、同町下沖洲字洲崎地先、同町下沖洲字前浜地先及び同町下沖洲字屋敷地先 海岸堤防延長 2 6 0 8 . 5 0 m ①点（北緯 3 2 度 5 3 分 3 6 秒、東経 1 3 0 度 2 9 分 5 5 秒）と玉名郡長洲町大字上沖洲字塘外 1 番地の地点とを結ぶ堤防
		陸域側境界	堤防外法尻から潮遊池堤防内法尻まで 玉名市岱明町高道字大正 3 3 4 0 の 4 0 番地、同町鍋字大正 3 3 0 2 番地から同町鍋字大正 2 0 5 5 番地まで、同町鍋字明神 3 1 5 2 番地から同町鍋字明神 3 2 0 0 番地まで、同町下沖洲字洲崎 4 6 6 番地から同町下沖洲字洲崎 6 6 5 の 1 番地まで、同町下沖洲字前浜 7 1 3 番地から同町下沖洲字前浜 7 2 2 番地まで及び同町下沖洲字屋敷 8 8 8 番地から同町下沖洲字屋敷 8 9 2 番地までの堤防沿い
		水域側境界	堤防外法尻から海面 1 5 0 m まで。行末川は、中心線まで。
		保全区域	陸域側境界線と水域側境界線とに挟まれた区域

熊本県告示第 8 8 4 号

昭和 3 3 年 5 月 3 0 日熊本県告示第 3 3 4 号（海岸法第 3 条の規定に基く海岸保全区域の指定）の一部を次のように改める。
平成 2 6 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農林水産省農村振興局所管中有明海の部高道の項を次のように改める。

有明海	高 道	区域の位置	玉名市滑石字塩浜及び同市岱明町高道字大正地先 海岸堤防延長 2 7 4 5 . 2 0 m 玉名市滑石字碓原 3 3 3 6 番地塩浜樋門右側々壁後床の地点と①点（北緯 3 2 度 5 3 分 3 6 秒、東経 1 3 0 度 2 9 分 5 5 秒）とを結ぶ堤防
		陸域側境界	堤防外法尻から潮遊池堤防内法尻まで 玉名市滑石字碓原 3 3 3 6 番地と同市岱明町高道字大正 3 3 4 0 の 4 0 番地とを結ぶ堤防沿い
		水域側境界	境川は、中心線まで。堤防外法尻から A 点、B 点、C 点、D 点、E 点、F 点、G 点、H 点、I 点、J 点、K 点、L 点、M 点、N 点、O 点及び P 点までの各点を順次結んだ線。 A 点（①点から N 1 7 8 度 2 3 分 1 7 秒の方向へ 1 2 7 . 9 メートルの点） B 点（A 点から N 1 3 2 度 2 4 分 1 2 秒の方向へ 2 8 0 . 4 メートルの点） C 点（B 点から N 1 2 2 度 1 6 分 5 3 秒の方向へ 2

	O 点 (2.5メートルの点) D 点 (C 点から N 3 2 度 1 0 分 1 5 秒の方向へ 9 9 . 5メートルの点) E 点 (D 点から N 1 2 2 度 3 1 分 2 2 秒の方向へ 3 1 2 . 7メートルの点) F 点 (E 点から N 3 2 度 2 1 分 4 1 秒の方向へ 2 1 . 2メートルの点) G 点 (F 点から N 7 8 度 3 8 分 2 3 秒の方向へ 1 8 2 . 6メートルの点) H 点 (G 点から N 3 5 度 5 5 分 1 6 秒の方向へ 2 3 . 1メートルの点) I 点 (H 点から N 1 5 1 度 0 0 分 3 9 秒の方向へ 3 3 . 7メートルの点) J 点 (I 点から N 9 3 度 0 8 分 2 1 秒の方向へ 7 . 7メートルの点) K 点 (J 点から N 1 4 5 度 1 9 分 4 3 秒の方向へ 3 9 . 9メートルの点) L 点 (K 点から N 1 3 8 度 4 3 分 3 0 秒の方向へ 6 9 . 9メートルの点) M 点 (L 点から N 1 2 5 度 5 0 分 0 1 秒の方向へ 1 2 5 . 9メートルの点) N 点 (M 点から N 1 9 0 度 2 4 分 2 6 秒の方向へ 1 5 6 . 7メートルの点) O 点 (N 点から N 1 2 5 度 0 6 分 5 6 秒の方向へ 1 5 3 . 7メートルの点) P 点 (O 点から N 8 5 度 5 6 分 3 9 秒の方向へ 6 3 . 7メートルの点) ①点 (北緯 3 2 度 5 3 分 3 6 秒、東経 1 3 0 度 2 9 分 5 5 秒)
保全区域	陸域側境界線と水域側境界線とに挟まれた区域

熊本県告示第 8 8 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護老人福祉施設)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホームひかりの園指月館 上天草市松島町今泉 1 0 0 4 番地 1	平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県告示第 8 8 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション 菊英 菊池市旭志弁利 8 2 番地 1 旭志石田医院内	株式会社菊英 菊池市大琳寺 2 8 2 番地 7	平成 2 6 年 8 月 1 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
喜楽苑扶桑デイサービスセンター 宇土市馬之瀬町727-4	有限会社 ミセスヘルパー 山口県宇部市西岐波5224-3	平成26年8月18日

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型川辺川園短期入所事業所 球磨郡相良村大字川辺1771番地	社会福祉法人ペートル会 球磨郡相良村大字川辺1771番地	平成26年8月8日

(認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム 紫おん福祉の家 葦北郡芦北町大字鶴木山1288番地5	有限会社 紫おん福祉の家 葦北郡芦北町大字鶴木山1288番地5	平成26年8月12日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション 菊英 菊池市旭志弁利82番地1 旭志石田医院内	株式会社菊英 菊池市大琳寺282番地7	平成26年8月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
喜楽苑扶桑デイサービスセンター 宇土市馬之瀬町727-4	有限会社 ミセスヘルパー 山口県宇部市西岐波5224-3	平成26年8月18日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型川辺川園短期入所事業所 球磨郡相良村大字川辺1771番地	社会福祉法人ペートル会 球磨郡相良村大字川辺1771番地	平成26年8月8日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム 紫おん福祉の家 葦北郡芦北町大字鶴木山1288番地5	有限会社 紫おん福祉の家 葦北郡芦北町大字鶴木山1288番地5	平成26年8月12日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設愛・ライフ内牧 阿蘇市内牧1105-1	平成26年7月1日

(地域密着型介護老人福祉施設)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム相生荘(従来型) 上天草市龍ヶ岳町大道158番地	平成26年4月1日
地域密着型特別養護老人ホーム川辺川園 球磨郡相良村大字川辺1771番地	平成26年4月1日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
指定居宅介護支援事業所ユニア 上益城郡益城町宮園1139番地1	医療法人 成仁会 熊本市東区戸島二丁目3番15号	平成26年7月25日

熊本県告示第887号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年9月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

（認知症対応型共同生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
網田ケアセンターそよ風 宇土市戸口町906	株式会社ユニマツトそよ風 東京都港区南青山二丁目12番14号	平成26年8月31日

（介護予防認知症対応型共同生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
網田ケアセンターそよ風 宇土市戸口町906	株式会社ユニマツトそよ風 東京都港区南青山二丁目12番14号	平成26年8月31日

熊本県告示第888号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年9月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社元氣の光	介護予防センター元氣塾	玉名市伊倉南方967番地1	平成26年9月1日	通所介護

公 告

熊本県公告第456号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により八代市中町土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 組合の名称 八代市中町土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成22年4月15日から平成27年3月31日まで
- 3 施行地区 熊本県八代市中町字前田及び字畦道の各一部
- 4 事務所の所在地 八代市中町388番地
- 5 設立認可の年月日 平成22年4月15日
- 6 変更認可の年月日 平成26年8月27日

熊本県公告第457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市大琳寺字下原23番1、同37番1、同39番及び里道4、321.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市大琳寺37-1

株式会社 テクニカルオートチアキ

熊本県公告第458号

上益城郡山都町に事務所を置く通潤地区土地改良区理事長木原敦から平成26年8月1日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年8月28日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成26年9月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第459号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成26年9月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ松橋店
宇城市松橋町松橋字中原783番2ほか
- 大規模小売店舗を設置する法人の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
ほか未定	

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月7日（希望予定日）
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,599平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 93台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
A棟南側 22台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
No.1 A棟北東側 50平方メートル
No.2 B棟北東側 62.5平方メートル
合計 112.5平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地北東側 7立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 届出年月日
平成26年8月22日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成26年9月5日から平成27年1月5日まで

熊本県公告第460号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成26年9月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）
 - (2) 場所
熊本市中央区南千反畑町3番7号
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地 2,193.01平方メートル（屋外駐車場を含む。）
イ 建物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建 延床面積5,790.70平方メートル
ウ 施設 熊本県高齢者総合相談センター、熊本県介護実習・普及センター、熊本県ボランティアセンター、熊本県福祉人材・研修センター、会議室、研修ホール等
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務
 - (2) 福祉センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
 - (3) (2)に係る利用料金の收受
 - (4) 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (5) その他社会福祉の増進に必要な業務
 - (6) 指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 法人その他の団体又はその代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (9) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ（ア）及び（イ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 - オ 代表団体が(1)から(8)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(8)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手續
 - (1) 提出書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
イ 熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 参加資格に関する申立書
エ 法人等であることを証する書類
（ア）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（イ）当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）

- ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他知事が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
(ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
郵便番号862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班（熊本県庁行政棟新館3階）
電話番号096-333-2192
- (3) 提出期間
平成26年10月1日（水）から平成26年10月8日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により平成26年10月8日（水）の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
健康福祉部指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
5(2)に掲げる場所で、平成26年9月5日（金）から平成26年10月8日（水）までの日（県の休日を除く。）の午後9時から午後5時までの間に配布する。
なお、募集要項等の郵送を希望する場合は、400円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角形2号A4版用）を同封のうえ、5(2)に掲げる場所に郵送すること。
- 8 現地説明会
(1) 開催日時
平成26年9月16日（火）午前10時から正午まで
- (2) 開催場所
熊本市中心区南千反畑町3番7号
熊本県総合福祉センター3階 第4会議室
- (3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成26年9月12日（金）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
(1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 問合せ先
5(2)に同じ